

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は国民年金に加入することが義務付けられています。20歳になったら忘れずに国民年金に加入手続きをしましょう。

1 国民年金に加入するには

「国民年金被保険者資格取得届」に必要事項を記入し、誕生日の前日から14日以内に役場の国民年金担当窓口へ提出（郵送も可）してください。

※20歳になられた時点で以下に該当する方は、提出は不要です。

- ・厚生年金に加入している方
- ・厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方（国民年金加入の手続きは、配偶者の勤務先を経由して行いますので、配偶者の勤務先に連絡してください）

2 国民年金に加入したら

- ①「年金手帳」が届きます……年金手帳は一生涯使用しますので大切に保管してください。
- ②「国民年金保険料納付書」が届きます……金融機関窓口のほか、コンビニエンスストアでも納付できます。また、お得な口座振替やクレジット納付、電子納付もできます。
- ③老齢基礎年金に上乗せできる付加年金制度があります……保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と合せて付加年金を受け取れる制度です。
- ④保険料の納付が猶予される制度があります……納付が困難な場合、免除・猶予、学生の方は学生納付特例の制度を利用できます。
保険料を未納のまま放置すると年金を受け取ることができない場合があります。
保険料を納めるか、納付猶予や学生納付特例の申請を必ずしてください。

☆ 国民年金のご相談、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 町民生活課国保年金係 ☎92-5761 新潟東年金事務所 ☎025-283-1013

高速バス廃止に伴う試験運行を行う予定です

9月末日で高速バス定期運行が廃止となりますが、10月3日より東蒲観光バスが、高速バス試験運行を行う予定です。引き続きご利用ください。

■運行期間
平成28年10月3日～ ※但し、平日のみ運行。
※土日祝日は運行しません。

■運行経路
上川支所⇒両郷⇒九島⇒天満⇒津川営業所⇒津川原町⇒三川駅⇒下越病院⇒新潟市民病院⇒がんセンター前⇒新潟市役所前⇒新潟大学病院

※時刻表・料金については、決定次第お知らせします。

【問い合わせ先】
株東蒲観光バス ☎92-5000
総務課企画財政係 ☎92-3113

～法律相談をもっと身近に～

法律相談を担当する、弁護士の皆さんを紹介します！



新潟中央法律事務所
やまだ あきひさ
弁護士 山田 晶久

今年の4月から阿賀町相談所を担当させていただきますことになりました。よろしくお願いいたします。出身は神奈川です。結婚を機に新潟に来て、今年で新潟6年目になります。今年4月以降、何回か相談担当で阿賀町に伺っていますが、阿賀野川沿いの景色が本当に綺麗で毎回伺うのを楽しみにしています。担当業務は、不動産、貸金、借金などの民事上の問題から、離婚や遺産などの家事上の問題、刑事事件や少年事件まで幅広く扱っています。お気軽にご相談ください。



【予約受付先】 新潟県弁護士会 電話番号
025-222-5533

※受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとなります。

- ・法律相談は毎週水曜日の午後1時30分から午後4時まで開催しています。相談は、予約制ですので事前に予約受付をしてください。
- ・無料相談チケットは、年度内に1人2枚まで利用でき、相談日当日に会場でお渡します。

【問い合わせ先】 地域包括支援センター ☎92-3986

あが国保だより

～医療費が高額になったときの手続き～



入院した場合や高額な外来診療を受けた場合、医療機関などの窓口での支払いを、自己負担限度額までで済ませることができます

①下記の問い合わせ先で、「限度額適用認定証」（オレンジ色）、または「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）の交付を受けます。

【申請に必要なもの】 認定証の交付を受ける方の保険証、認定証の交付を受ける方と世帯主のマイナンバーが確認できるもの、窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証など）と印かん

②受診の際、交付を受けた認定証を、保険証とあわせて医療機関などの窓口へ提示します。

■認定証を提示されない場合は自己負担割合分（1割～3割）の額を支払い、後日高額療養費の支給対象となった場合、申請により限度額を超えた分の支給を受けることができます。

交付を受けられる方	70歳未満で住民税課税世帯の方	限度額適用認定証
	住民税非課税世帯の方	限度額適用・標準負担額減額認定証※

※標準負担額減額とは、入院した際の食事代の減額のことです。（住民税非課税世帯の方のみ適用）

同じ月内に医療機関などの窓口で支払った自己負担額が、下表の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として限度額を超えた分の支給を受けることができます

①高額療養費の支給の対象となった場合、診療を受けた月の約3～4か月後に、町民生活課国保年金係から世帯主あてに、申請のお知らせと申請書が送付されます。

②申請書に振込先の口座番号などを記入し、押印のうえ、医療機関などに支払った自己負担額の領収書を添えて下記の問い合わせ先へ提出します。（領収書は大切に保管してください。）

＜70歳未満の方の自己負担限度額（月額）＞

区分	総所得金額等	3回目まで		4回目以降※
		252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	
上位所得者	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	140,100円
一般	600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	93,000円
	210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	44,400円
	210万円以下	57,600円		
住民税非課税世帯		35,400円		24,600円

※過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受けている場合の4回目以降の限度額

＜70歳～74歳の方の自己負担限度額（月額）＞

区分	外来 + 入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降は44,400円)
現役並み所得者※	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円
	低所得Ⅰ	15,000円

※現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円以上の70歳～74歳の国保被保険者がいる世帯の方

【問い合わせ先】 町民生活課国保年金係 ☎92-5761 各支所行政係 ☎20ページ